

## 【表紙】

|            |  |
|------------|--|
| 【提出書類】     | 臨時報告書の訂正報告書  |
| 【提出先】      | 東北財務局長   |
| 【提出日】      | 平成29年6月19日   |
| 【会社名】      | 東北特殊鋼株式会社  |
| 【英訳名】      | Tohoku Steel Co.,Ltd.  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 山口 桂一郎   |
| 【本店の所在の場所】 | 仙台市太白区長町七丁目20番1号<br>(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っており<br>ます。)  |
| 【電話番号】     | 該当事項はありません。  |
| 【事務連絡者氏名】  | 該当事項はありません。  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘23  |
| 【電話番号】     | (0224) 82-1010 (代表)  |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役 吉田 宏   |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br>東京営業所<br>(東京都中央区日本橋本町二丁目3番4号 江戸ビル)<br>名古屋営業所<br>(名古屋市中区錦二丁目15番22号 りそな名古屋ビル)<br>(注)東京営業所及び名古屋営業所は金融商品取引法の規定する備付場所<br>はありませんが、株主の便宜のため臨時報告書の訂正報告書の写しを備える<br>ものであります。 |

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年1月30日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項のうち、未確定事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 2. [報告内容]

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容
- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
- (3) 当該異動の理由及びその年月日

## 3【訂正内容】

訂正箇所には\_を付しております。

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(訂正前)

名 称 : Tohoku Steel India Private Limited (仮称)  
住 所 : インド共和国アーンドラ・プラデシュ州スリシティ (予定)  
代表者の氏名 : 山田 裕樹  
資 本 金 : 800百万インドルピー (予定) (約13億円)  
事 業 の 内 容 : 特殊鋼材の製造および販売

(訂正後)

名 称 : TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED  
住 所 : インド共和国アーンドラ・プラデシュ州スリシティ  
代表者の氏名 : 山田 裕樹  
資 本 金 : 800百万インドルピー  
事 業 の 内 容 : 特殊鋼材の製造および販売

- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

(訂正前)

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数  
異動前 : -  
異動後 : 800百万インドルピー (予定) (約13億円)  
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合  
異動前 : -  
異動後 : 100% (予定)  
(後略)

(訂正後)

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数  
異動前 : -  
異動後 : 800百万インドルピー  
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合  
異動前 : -  
異動後 : 100%  
(後略)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

(訂正前)

異動の理由 : (前略)

設立予定である当該子会社の資本金の額は、当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当する予定であります。

異動の年月日 : 平成29年 5 月末日 (予定)

(訂正後)

異動の理由 : (前略)

当該子会社の資本金の額は、当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日 : 平成29年 5 月 5 日